

最大  
40万円

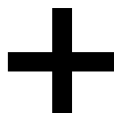
# 人材確保・定着のための 熱中症対策の取組を支援します

区内中小企業の人材確保・定着を後押しするため、就業規則を整備した上で、従業員の熱中症対策を通じた職場環境の整備を行う場合、経費の一部を補助します。

## 就業規則の整備 (作成・見直し・確認)



補助率 1/2  
上限10万円



## 暑熱な環境での作業における 熱中症予防対策



補助率 2/3  
上限30万円

※上記を一連の事業として実施する必要があります。

※原則、従業員の主たる業務においてWBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で実施が見込まれる作業が対象です。

※区内の事業所で実施する熱中症予防対策の取組が対象です。

### 補助対象経費

- (1) 委託料（社労士等費用）
- (2) 工事費（屋根の遮熱塗装など）
- (3) 機器購入費（スポットクーラー、大型送風機など）
- (4) 消耗品購入費（ファン付き作業服、遮熱ヘルメットなど）

※次のようなものは補助対象外です。

- タブレット端末等の汎用性がある事務機器
- 冷感タオル、ハンディファン、ネッククーラー等の汎用がある消耗品
- エアコンの購入経費及び設置工事費
- 家庭用電気機械器具

### 申請期間・申請方法

**令和8年4月1日（水）から12月21日（月）までに持参または郵送（必着）**

※予算に達した時点で申請受付を終了します。

※申請を検討される場合は、対象経費等の要件を確認するため、事前にお問い合わせください。

※補助金の申請には、すみだビジネスサポートセンターで相談の上、事業計画書の作成が必要です。

区ホームページに掲載している募集要項をご確認の上、ご申請ください。

申請書類のダウンロードができます。

(区ホームページ)



## 補助対象者

次に掲げる要件をすべて満たす者。

- (1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- (2) 墨田区内に1年以上主たる事業所を有すること。(※本店登記地及び事業の実態が区内にあること。)
- (3) 法人住民税(個人事業主は特別区民税)を滞納していないこと。
- (4) 区内の事業所等で熱中症予防対策を通じた職場環境の整備を実施すること。
- (5) 常時雇用する従業員が1人以上いること。(申請日時点)
- (6) 墨田区暴力団排除条例に規定する暴力団関係者に該当していないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業等を行っていないこと。
- (8) 労働安全衛生規則に規定する熱中症による健康障害を防止するための体制整備、手順作成及び関係者への周知を行っていること。※体制整備等についての詳細は、厚生労働省ホームページに掲載されているリーフレット・パンフレット等をご覧ください。



パンフレット

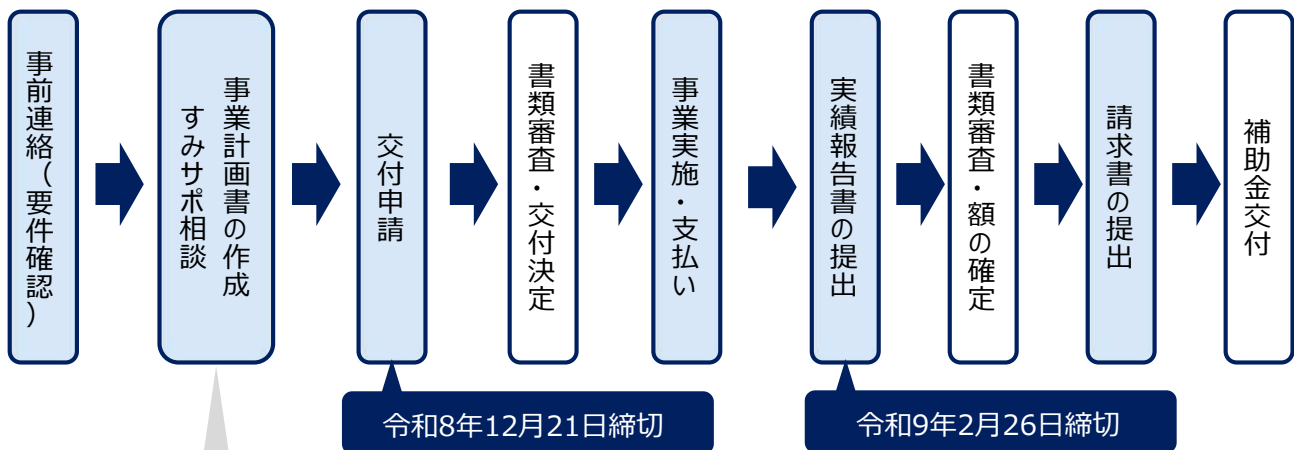


リーフレット

## 注意事項

- (1) 交付決定日より前に開始した事業(工事等の契約行為を含む)は対象になりません。交付決定日以降、実績報告書提出期限までに納品・支払いが完了する経費について対象とします。
- (2) 従業員が使用する機器等が対象です。
- (3) 区内の事業所に設置し、使用するものが対象です。現場等で使用する機器や消耗品は、区内の事業所で管理するものが対象です。
- (4) 消耗品等は、暑熱な環境での作業に従事する従業員数が上限です。
- (5) 対象の事業について、墨田区、国、東京都、他の自治体、公益財団法人東京都中小企業振興公社その他の公的機関等が実施する補助金・助成金等を利用している場合は対象外です。
- (6) 1事業者1回に限り申請が可能です。(今年度、交付を受けた場合、翌年度以降の申請はできません。)

## 申請の流れ



すみだビジネスサポートセンター(事前予約制)  
〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋1-23-20(墨田区役所1階)  
電話: 03-5608-6360(直通)  
※受付時間: 午前9時から午後5時まで(土曜、日曜、祝日を除く)



## 【お問合せ・提出先】

墨田区 産業観光部 経営支援課 経営支援担当 (電話) 03-5608-6185  
〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋1-23-20(墨田区役所14階)  
※受付時間: 午前9時から午後5時まで(土曜、日曜、祝日を除く)

